

応募要領（再募集）

1 件名

近代五種競技における競技馬の賃貸借契約

2 本書の役割

この応募要領は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）の近代五種競技を実施するために借用する競技馬及び受託者を募集選定するにあたり、応募手続きについて必要な事項を定めるものとする。

3 募集の概要

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、「組織委員会」という。）が、別紙「仕様書」に定める賃貸借契約（以下、「本契約」という。）を締結する競技馬及び受託者を募集（以下、「本募集」という。）するために実施する。

本募集は、応募者より提出された書類により、競技馬の実績等を確認することで応募条件を満たしているか精査した上、実地調査において組織委員会の策定した審査基準により審査し、契約候補者を選定する。

4 使用言語及び用語の説明

- (1) 本募集、本契約に至る過程及び本契約期間における使用言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (2) 本募集において提出する書類は、原則日本語を使用する。（英語表記が指定されている場合を除く）

5 応募条件

次の事項に該当するものが、本募集に応募することができる。

- (1) 応募者は次のアからイまでのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定（別紙参照）に該当する者

イ 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号）第 5 条第 1 項の規定による排除措置期間中の者及び、その他の地方自治体が定める暴力団等排除措置要綱による排除措置期間中の者

- (2) 下記の内容を履行できる者。

① 競技馬の提供

・公益社団法人日本馬術連盟が定める中障害 B クラス以上の飛越能力を有する競技馬であること。

- ・障害馬術競技大会の出場経験を有する競技馬であること。
 - ・予防接種歴の記載がある健康手帳を所持し、国内競技会の入厩条件を満たしていること。
 - ・その他、近代五種競技に適している競技馬であること。(別途競技馬選定基準参照)
- ② スタッフの派遣
- ・山梨県馬術競技場(以下、「調教会場」という。)には1競技馬につき、原則1名派遣すること。
 - ・東京スタジアム(以下、「大会会場」という。)には1競技馬につき、原則2名派遣すること。
- ③ 競技馬の調教
- ・調教会場にて、通常の調教に加え、大会本番時と同様のコースで競技馬の調教を行うこと。
- ④ 競技馬の輸送
- ・入厩時、自厩舎から調教会場までの輸送を行うこと。
 - ・退厩時、大会会場(もしくは調教会場)から自厩舎までの輸送を行うこと。
- ⑤ 競技馬の管理
- ・賃貸借期間中の競技馬の管理を行うこと。
- ⑥ その他
- ・調教会場及び大会会場にて行われるジャンピングテストで騎乗すること。

6 主なスケジュール

本募集については、以下のスケジュールを予定している。なお、組織委員会はスケジュールを変更する場合があります、かかる場合には、その旨を事前に応募者に通知する。

応募受付期間	2020年9月7日(月)~2020年11月18日(水)17時まで
質問受付期間	応募受付期間開始日から2020年10月7日(水)
質問回答	2020年10月21日(水)
書類審査結果通知	2020年11月27日(金)予定
競技馬選定(実地調査)	2020年12月1日(火)~2021年3月15日(月)(予定)
最終結果通知発送	2021年3月中
賃貸借契約書締結	2021年6月中
調教会場入厩	2021年6月30日(水)
最終テスト	2021年7月下旬
調教会場退厩	2021年7月31日(土)
大会会場入厩	2021年8月1日(日)
大会会場退厩	2021年8月8日(日)

7 相互伝達について

本募集における相互伝達は、原則として電子メールを通して行う。本募集に関する質問や応募を希望する者は連絡可能な電子メールアドレスを用意すること。

メールアドレス：procurement-2@tokyo2020.jp

メール件名：「近代五種競技馬賃貸借_応募者名」

8 応募申し込み・提案書類提出について

(1) 応募を希望する者は、受付期間内に電子メールにて次の①～④の書類を電子メールにて提出すること。

- ① 【様式 1】 応募申請書
- ② 【様式 2】 誓約書（上記 5「応募条件」(1)～(2)を満たすことを誓約いただくため）
- ③ 【様式 3】 競技馬申請書
- ④ 【様式 4】 見積書

本契約は、1頭当たり 500 万円（税抜）の定額に輸送費を加えることを基本とし、定額には次に示すものが含まれる。

ア. 競技馬の賃借料（40 日間）

イ. 競技馬に適した馬具の提供（賃貸借期間中に破損する恐れが無いもの）

ウ. スタッフの派遣費（旅費含む）

・調教会場 1 名（32 日間）

・大会会場 2 名（8 日間）

また、次に示す区間の輸送費を算定し、【様式 4】 見積書に記入すること。

エ. 競技馬の輸送

・入厩時 自厩舎から調教会場まで

・退厩時 大会会場（もしくは調教会場）から自厩舎まで

なお、次に示すものは組織委員会で用意するものとする。

・スタッフの宿泊施設

・調教会場から大会会場までの競技馬輸送

・競技馬の基礎飼料（ヘイキューブ、ふすま、加圧圧ベン燕麦、大麦圧ベン、塩、カルシウム、チモシー（シングルプレス）、アルファルファ（ハーフカット））

※上記以外の特種飼料については、各自持参すること。

・競技馬の敷料

・大会用ユニフォーム

・組織委員会契約獣医師による医療サービスの提供

※自己手配の場合は自己負担とする。

・組織委員会契約装蹄師による装蹄サービスの提供（改装、クランポンの穴開け等を含む。予備蹄鉄を各自持参すること。）

※自己手配の場合は自己負担とする。

(2) 同一応募者（競技馬の所有者）による複数競技馬の申請も可能である。その場合は、

(1) ③については競技馬ごとに書類を提出し、その他の書類については 1 部提出すればよいものとする。

なお、複数競技馬が選定された場合は、【様式4】見積書により提示された価格から重複する経費を除いた上本契約を締結するため、見積書の備考欄にわかるように記載すること。

(3)提出先

〒104-6223

東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海トリトンスクエア Z23 階
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
企画財務局 調達部 第二調達課

メールアドレス（企画財務局調達部）：procurement-2@tokyo2020.jp

メール件名：「近代五種馬賃貸借_応募申請_応募者名」

(4)受付期間

2020年9月7日(月)～2020年11月18日(水)17時まで

(5)応募の取止め：応募表明書を提出した後、応募の取止めをする際には速やかに、電子メールにて、辞退理由を記載した「辞退届（様式不問）」を企画財務局調達部まで送付すること。

(6)次の(ア)から(イ)までのいずれかに該当する場合は、無効とする。

(ア)応募に関し、不正の行為があったとき

(イ)虚偽の申請を行ったとき

(7)契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

9 質問の受付期間受付及び回答

本募集にあたって生じた疑義については、応募受付期間開始日から随時受け付ける。誤認防止のため、電話による質問等は受け付けない。

(1)提出方法：メールにて、【様式5】「質問書」を使用して、エクセル形式のまま提出すること。なお、記載は日本語で行うこととする。

(2)回答方法：2020年10月21日(水)までに、電子メールにて回答することを予定している。

(3)連絡先 企画財務局 調達部 第二調達課

メールアドレス：procurement-2@tokyo2020.jp

メール件名：「近代五種競技馬賃貸借_質問_応募者名」

10 第一次審査（書類審査）

応募者から提出された書類により審査を実施する。なお、審査経過については公表しない。

11 書類審査結果の通知について

審査結果は、2020年11月27日(金)(予定)までに、一次合格者、一次補欠合格者、非選定者に結果を通知することを予定している。

12 第二次審査(実地調査)

第一次審査を通過した競技馬については、別紙「競技馬選定基準について」に基づき審査を行う。なお、審査経過については公表しない。

(1) 実施日

2020年12月1日(火)～2021年3月15日(月)(予定) ※実施日は個別に調整する。

(2) 実施場所

応募者の指定する場所

13 審査結果の通知及び契約について

審査結果は、2021年3月中に応募者へ結果を通知(内示)する。なお、契約締結は6月に行うこととする。

14 契約後の競技馬選定

大会会場に移る直前(7月下旬を予定)に調教会場にて最終テストを行い、30頭程度を大会会場へ入厩させる。

選定外となった競技馬については、契約者が調教会場から直接自厩舎へ輸送を行うこと。なお、選定外となった場合は、大会会場にて掛かる見込みの費用(8日間分)を除いた額を支払うものとする。

15 借用する競技馬に対する補償内容

(1) 死亡・予後不良時(予後不良とは、安楽死処置となることのみを意味する。)

組織委員会は最大300万円を支払う。

(2) 怪我・事故時

借用期間中に発生した怪我・事故については、組織委員会の責任において獣医サービスを提供し、借用期間中においては組織委員会が実費分を負担。

なお、借用期間中に発生した怪我・事故により、借用期間後に休養期間(治療含む)が必要になった場合には、組織委員会が手配する獣医師が休養期間を診断した上で、見舞金として1カ月あたり15万円を休養期間月数分(※)を支払う。

※休養期間が1カ月未満の場合、見舞金の支払いなし。

※見舞金の支払対象期間は、最大12カ月とする。

(3) 留意事項

- ・上記費用は消費税課税対象ではない。
- ・①②を重複しての支払いはしない。

16 その他

- (1) 提出された書類はいかなる場合であっても、返却しない。
- (2) 応募書類の作成・提出、選定審査に際して生じる費用は全て応募者の負担とし、組織委員会は一切の費用を負担しない。
- (3) 各応募者から提出された書類及び審査の経過や内容については、非公開とする。